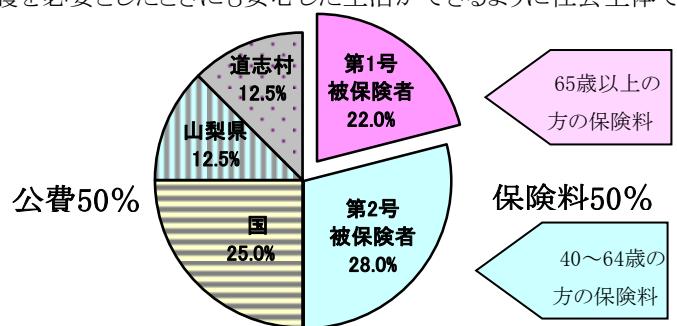


65歳以上の方の介護保険料額が変わります

介護保険制度は40歳以上の方が納める保険料と税金を財源とした、助け合いの精神に基づく制度です。高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、またご自身やご家族が介護を必要としたときにも安心した生活ができるように社会全体で支えていこうという仕組みです。

介護保険の財源

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。その内訳は、国県村の公費が50%で、残りの50%は被保険者が負担することになっています(右図のとおり)。



第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。第1号被保険者の介護保険料は市町村ごとのサービスの給付水準によって決まるため、保険料額は全国一律ではありません。サービスの給付水準が高い市町村では保険料が高くなり、そうでない市町村では、保険料は低く設定されます。このたび、本村の第6期介護保険事業計画を策定するとともに、平成27~29年度の3年間に必要な介護サービスの総費用の見込みをもとに新たな介護保険料が定められました。

保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、本村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに所得に応じて決まります。

道志村で必要な
介護サービスの総費用



65歳以上の方の
負担分 22%



道志村に住む
65歳以上の方の人数

道志村の保険料の基準額 6,000円(年額72,000円)

この基準額をもとに、世帯の所得によって下記の9段階に分かれます。

【所得段階別保険料額】

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	第6期保険料(年額/月額)		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が村民税非課税の老齢基礎年金受給者 ・世帯全員が村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の人	基準額×0.50	36,000円/3,000円		
第2段階	世帯全員が村民税非課税かつ本人の年金収入等80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	54,000円/4,500円		
第3段階	世帯全員が村民税非課税かつ本人年金収入120万円超の人	基準額×0.75	54,000円/4,500円		
第4段階	本人が村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下の人	基準額×0.90	64,800円/5,400円		
第5段階	本人が村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超の人	基準額×1.00	72,000円/6,000円		
第6段階	本人が村民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	86,400円/7,200円		
第7段階	本人が村民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	93,600円/7,800円		
第8段階	本人が村民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	108,000円/9,000円		
第9段階	本人が村民税非課税で合計所得金額290万円以上の人	基準額×1.70	122,400円/10,200円		



保険料の納め方

65歳以上の方の保険料の納め方は、受給している年金の額によって2通りに分かれます。

年金が年額18万円以上の方	年金が年額18万円未満の方
年金定期払い(年6回:偶数月)の時に天引きされます(特別徴収)。	村から送付される納付書の納期に従つて、個別に納めます(普通徴収)。
※特別徴収の対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。	
特別徴収の対象者として把握されると、概ね6ヶ月後から保険料が天引きされます。	普通徴収の方は、便利で納め忘れのない口座振替をご利用下さい。

介護保険料はみなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。